

# 未熟児養育医療給付制度

## 1 制度の概要

身体の発育が未熟なままで生まれ、指定医療機関での入院養育が必要と認められた乳児に対し、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担する制度です。

## 2 対象者

出生時点で塩尻市に住所を有し、出生時体重が2,000グラム以下またはその他の理由で指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた乳児

## 3 申請手続きについて

下記持ち物をそろえ、窓口にお越しください。記入する書類は窓口でもお渡しできます。

- 【持ち物】
- 養育医療意見書
  - 対象の乳児が加入する医療保険がわかる書類（マイナ保険証、資格確認書 等）
  - 世帯全員分の個人番号(マイナンバー)がわかる書類  
(全員分のマイナンバーカード、個人番号記載の住民票 等)
  - 印鑑(シャチハタ可)
  - 申請者の本人確認書類(運転免許証、パスポート等)

- 【記入する書類】
- 養育医療給付申請書
  - 世帯調書兼同意書
    - ・市町村民税額※を基準に1ヶ月あたり的一部負担金を算出します。
    - ・世帯全員の氏名および個人番号(マイナンバー)が必要です。氏名を代筆する場合は押印が必要となります。
  - 福祉医療費給付金の充当に関する同意書

※市町村民税額の基準年について

4月～6月の期間で申請する場合：前年度分の市町村民税額を基準に算出します。

7月～翌3月の期間に申請する場合：当年度の市町村民税額を基準に算出します。

## 4 自己負担金について

おむつ代など保険対象外の費用を除き、医療費を病院の窓口でお支払いいただく必要はありません。自己負担金額は市町村民税額に応じて決定されます。ただし、塩尻市福祉医療費給付金制度を併用することができますので、実際保護者の方にお支払いいただく費用はありません。

※食事代(ミルク代)等は、塩尻市福祉医療費給付金制度の対象外です。高所得者など一部の方には食事代を負担していただく場合があります。

## 【医療費負担のイメージ】

